

発議第 2 号

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和 3 年 6 月 1 1 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	井 上 佐智子
賛成者	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	新 田 茂 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	岡 本 敏 博

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

廿日市市議会会議規則（昭和 6 3 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、妊娠に伴う体調不良、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、妊娠に伴う体調不良、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 1 3 9 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本会議及び委員会への欠席事由等を明文化するとともに、請願に係る署名押印の規定を整備するほか、必要な規定の整理を行うため、この規則案を提出するものである。

(発議第 2 号説明書)

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

本会議及び委員会への欠席事由等を明文化するとともに、請願に係る署名押印の規定を整備するほか、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 欠席事由の明文化

本会議及び委員会への欠席事由として、公務、疾病、育児、看護、介護、妊娠に伴う体調不良、出産、配偶者の出産補助を明文化する。

また、出産に伴う産前・産後の欠席期間の範囲を明文化する。

(2) 署名押印の見直し

請願書の記載事項等について、請願者に求める押印を署名又は記名押印に改める。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 2 0 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。